平成２１年（フ）第２６９７号
福岡市東区原田２丁目16番４号
債務者　上田　康男
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６９９号
福岡県筑紫郡那珂川町今光８丁目５番10号
ファミール今光202号
債務者　松尾　典枝
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７０９号
福岡県春日市千歳町３丁目51番地近間アパート１号
債務者　安部知佐子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７１６号
福岡市東区箱崎５丁目11番２―903号
債務者　井上　和子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７３６号
福岡市西区下山門２丁目２番18号
債務者　輪島漆器商会こと　西坂　節朗
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７３７号
福岡市西区下山門２丁目２番18号
債務者　西坂　幸代
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７３８号
福岡市西区下山門１―９―17―310
債務者　堤　　正行
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７４２号
福岡市西区福重３丁目９番31―404号
債務者　山下　孝子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７４４号
福岡市博多区浦田２丁目５番20号
債務者　町田　和美
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７４６号
福岡市博多区那珂４丁目25番１―509号
債務者　姫野　義行
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７４７号
福岡市博多区那珂４丁目25番１―509号
債務者　姫野　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７４９号
福岡市東区城浜団地64番305号
債務者　川副　　武
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７６４号
福岡市東区和白丘４丁目12番14号
債務者　神宮　光男
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７７０号
福岡市中央区小笹４丁目４番4331号
債務者　谷脇欣久子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７７１号
福岡市東区下原３丁目２番１号
債務者　安部みつ子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７７６号
福岡市東区下原３丁目15番５―２号
債務者　安武　光代
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７８０号
福岡市博多区美野島３丁目17番27号
債務者　本田　和也
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７８３号
福岡市城南区神松寺２丁目６番18―705号
債務者　高森　義幸
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部